

LPガス販売事業者の皆様へ

～岡山県LPガス料金高騰対策支援事業(延長分)について～

LPガス料金の高止まりにより影響を受けている県内の一般消費者等の負担を軽減することを目的として、県が指定する値引き額により、LPガス料金の値引きを行ったLPガス販売事業者への助成事業を実施する(一社)岡山県LPガス協会に対して、その値引き原資を補助する事業を国の重点支援地方交付金を活用して、再び実施することといたしました。

LPガス販売事業者の皆様方におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を直接的に軽減するという本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業概要

- 令和6年3月分・4月分のLPガス料金について、顧客への請求額から各月1,000円(税込1,100円)の値引きをお願いします。
- 値引きに必要な原資(2,000円※ /1顧客)は、県からLPガス協会を通じて交付します。(※1,000円×2か月)
- 本事業実施に係る販売事業者事務費として、1顧客あたり100円※を、県からLPガス協会を通じて交付します。(※上限20万円)

実施の流れ

① 交付申請

2月6日(火)～2月22日(木)

値引きの原資について、各LPガス販売事業者から、LPガス協会に対して**交付申請**を行っていただきます。

② 概算払(請求と交付)

交付決定後、概算払請求に基づき、2か月分(3月分・4月分)の値引きに必要な原資の5割相当額を4月中旬に交付します。

③ 値引き実施

3月分・4月分 各月

顧客に対して、各月の請求額より1,000円(税込1,100円)の値引きを行っていただきます。

④ 実績報告

～6月28日(金)まで

値引きを行った顧客の2か月分(3月分・4月分)の実績について、各LPガス販売事業者から、LPガス協会に対して**実績報告**を行っていただきます。

⑤ 精算払(請求と交付)

上記④の実績報告に基づき、必要原資の残額(5割相当額)及び本事業実施に係る**販売事業者事務費**を交付します。

値引き仕様詳細

実施内容

対象月	令和6年3月分・4月分(2か月)
対象者	○岡山県内の一般消費者等(液化石油ガス法第2条第2項) ○岡山県内のコミュニティガス利用者(ガス事業法) ※一般住宅・共同住宅・業務用を問いません。 ※高圧ガス保安法の消費者や質量販売、国及び地方公共団体等の公的機関は対象となりません。
値引内容	○対象月分の請求料金が1契約あたり1,000円(税込1,100円)以上の顧客に対して、請求料金から1,000円(税込1,100円)を減額 ※元の請求料金が1,000円(税込1,100円)未満の顧客については、請求料金が、そのまま値引き額となります。 ○基本料金及び従量料金が値引きの対象となります。 ※設備使用料金は値引きの対象となりません。
周知方法	○顧客周知用チラシ(A4サイズ)をご活用ください。 ⇒請求書に同封、ポスティング、ホームページへの掲載等、方法は問いません。 ○請求書等に「岡山県の支援により、1,100円(上限)を値引きしています。」等の文言を記載してください。(各月とも) ⇒対応が難しい場合は、請求書等に値引き告知カードを添付、又は、会社広報紙への掲載等により、周知をお願いします。

(値引き例)LPガス販売事業者の顧客が以下の4者の場合

契約者名	3月分請求料金(円)		3月分値引き額(円)		値引き後請求額(円)		備考
	税別	税込	税別	税込	税別	税込	
〇〇太郎	2,000	2,200	1,000	1,100	1,000	1,100	
◇◇花子	900	990	900	990	0	0	請求料金をそのまま値引き
△△ラーメン	5,000	5,500	1,000	1,100	4,000	4,400	
□□市役所	8,000	8,800	0	0	8,000	8,800	公的機関のため値引き対象外
合計	15,900	17,490	2,900	3,190	13,000	14,300	

3月分値引き件数は、3件

3月分値引き額は、2,900円(3,190円)

交付申請等の考え方

- 交付申請、概算払(請求と交付)
値引き実施の前に申請するため、値引き対象とする契約者数の見込み数である【3件】で申請。
⇒ 値引きに必要な原資は、最大、3(者) × 2,000円(1,000円/月 × 2か月分) = 6,000円
⇒ 交付決定後、概算払請求に基づきお支払いする概算払金は、6,000円 × 50% = **3,000円** となります。
- 実績報告、精算払
3月・4月で、「◇◇花子氏」の料金が1,000円を下回ったのは3月分のみで、かつ、他者は3月・4月とも上記と同じだったと仮定した場合の**値引き総実績は5,900円(3月分:2,900円+4月分:3,000円)**となります。
実績報告後の精算では、値引き総実績から、概算払金を差し引いた残額を交付しますので、**精算払時に2,900円(5,900円(総実績) - 3,000円(概算払受入済額) = 2,900円)**と、**販売事業者事務費として300円(期間中の値引き顧客が3(者) × 100円)**を交付します。